

国民健康保険課から

高齢受給者証が新しくなります

国民健康保険に加入されている70～74歳の方(後期高齢者医療制度の加入者は除く)の高齢受給者証が8月に更新されます。新しい高齢受給者証は、世帯主あてに7月24日(水)発送予定です。※平成30年中の所得により、医療機関での窓口自己負担金の割合(2割か3割)が決まるため、前年度とは負担金の割合が変更になる場合があります。

問合せ 国民健康保険課資格係(区役所2階⑫番) ☎(5246) 1252

「限度額適用認定証」「食事療養標準負担額減額認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付について

「限度額適用認定証」および「限度額適用・標準負担額減額認定証」を受診時に医療機関の窓口で提示すると、その医療機関の1か月の保険診療にかかる費用(入院・通院別)が、世帯の自己負担限度額までになります。現在、認定証を使用している方の有効期限は7月31日(水)です。引き続き必要な方は、7月31日(水)までに更新の手続きをしてください。新規の申請は、随時受け付けます。※食事代や差額ベッド代等自費分は対象外です。※保険料の滞納があるときは、交付できない場合があります。※住民税非課税世帯の方には「食事療養標準負担額減額認定証」も交付されます。※70歳以上の方は現役並み所得区分Ⅰ、Ⅱと住民税非課税世帯の方のみが対象です。

必要な物 国民健康保険被保険者証、世帯主のマイナンバーが分かる物、世帯主の本人確認書類(運転免許証、写真付住基カード、個人番号カードなど)更新の方は使用中の「限度額適用認定証」「食事療養標準負担額減額認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」

申込み・問合せ 国民健康保険課給付係(区役所2階⑭番) ☎(5246) 1253

後期高齢者医療制度

①被保険者証をお持ちの方へ 平成30年中の所得により、一部負担金の割合(表1)が変更となる方には、7月下旬に新しい被保険者証を簡易書留郵便でお送りします。対象の方は、8月1日(水)以降、新しい被保険者証をお使いください。古い被保険者証は、同封の返信用封筒で返送してください。対象でない方は、現在お持ちの被保険者証を引き続きお使いください。

(表1) 医療費の一部負担金割合と1か月の自己負担限度額【月額】

一部負担金割合	所得区分	1か月の自己負担限度額	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
3割	現役並み所得Ⅱ(課税所得690万円以上)	252,600円+(10割分の医療費-842,000円)×1%	
	現役並み所得Ⅱ(課税所得380万円以上)	167,400円+(10割分の医療費-558,000円)×1%	
	現役並み所得Ⅰ(課税所得145万円以上)	80,100円+(10割分の医療費-267,000円)×1%	
1割	一般	18,000円	57,600円
	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ		15,000円

- ・住民税課税所得額が145万円以上の被保険者の方や、その方と同じ世帯にいる被保険者の方は、一部負担金の割合が3割となります。
- ・区分Ⅰ…世帯全員が住民税非課税かつ年金収入80万円未満でその他の所得がない方
- ・区分Ⅱ…世帯全員が住民税非課税かつ区分Ⅰに該当しない方
- ・1か月単位で医療費合計額が自己負担限度額を超えた分は、高額療養費として返還されます。

②「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を送付します 現在、交付している減額証の有効期限は7月31日(水)です。対象の方には7月下旬に新しい減額証を発送します(更新手続き不要)。**対象**世帯全員が住民税非課税で、過去に一度でも減額証の交付を受けたことがある方※新規の申請は、下記問合せ先で随時受け付けます。

③「後期高齢者医療限度額適用認定証」の交付について 現在、交付している限度証の有効期限は7月31日(水)です。対象の方には7月下旬に新しい限度証を発送します(更新手続き不要)。**対象**所得区分が表1の現役並み所得ⅡまたはⅠの方で過去一度でも限度証の交付を受けたことがある方※新規の申請は、下記問合せ先で随時受け付けます。

④平成31年度後期高齢者医療保険料の納入通知書を送付します 今年度の住民税が決まりましたので、確定した後期高齢者医療保険料の納入通知書を7月中旬に送ります。

特別徴収の方年金から差し引かれます。ご自身で納める必要はありません。

普通徴収の方同封の納付書または口座振替で納めてください。※普通徴収の納付は口座振替が便利です。※現在まで普通徴収で、平成31年4月1日時点で老齢年金等が年額18万円以上あり、介護保険料との合算額が年金受給額の2分の1を超えない方は、10月以降特別徴収に変わる予定です。

⑤後期高齢者医療保険料の軽減措置が変わります **均等割額の軽減**所得の低い方は、世帯主および被保険者の所得に応じて保険料の均等割額(年額43,300円)が軽減されます。今年度から「5割軽減」および「2割軽減」に該当する所得基準が引き上げられます。また、今年度以降、次のとおり軽減割合が見直されます。

(表2) 均等割額の軽減

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合(軽減後の金額)		
	令和元年度(平成31年度)	令和2年度	令和3年度
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得がない)	8割 (8,660円)	7割 (12,990円)※	
33万円以下で8割軽減の基準に該当しない	8.5割 (6,495円)	7.75割 (9,742円)※	7割 (12,990円)※
33万円+(27.5万円×被保険者数)以下	5割 (21,650円)	5割 (21,650円)※	
33万円+(50万円×被保険者数)以下	2割 (34,640円)	2割 (34,640円)※	

※65歳以上で公的年金等控除を受けた方は、年金所得からさらに高齢者特別控除15万円を差し引いた額で判定します。
※令和2・3年度は現在の均等割額をもとにした金額です。

▷制度加入直前に社会保険の被扶養者だった方の軽減 後期高齢者医療保険料の均等割額は、これまで5割軽減されてきましたが、今年度以降、加入から2年を経過する月まで5割軽減となります。

※表2の軽減に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。また、所得割額は、当面の間変わりません。

問合せ①～③は国民健康保険課後期高齢者医療係(区役所2階⑮番) ☎(5246)1254

④⑤は国民健康保険課後期高齢者保険係(区役所2階⑯番) ☎(5246) 1491



8月の保健所・保健相談センターの事業案内

事業名	実施会場	台東保健所	浅草保健相談センター ☎(3844) 8171
3・4か月児健康診査(平成31年4月生)		6・22日午後1時～1時45分 ☎(3847) 9447	23・28日午後1時～1時45分
1歳6か月児健康診査(平成30年1月生)		8日午後1時～1時45分 ☎(3847) 9447	21日午後1時～1時45分
2歳児歯科健康診査(予約制)			9日午後1時～2時 ☎(3847) 9449
3歳児健康診査(平成28年7月生)		20日午後1時～1時45分 ☎(3847) 9447	7日午後1時～1時45分
発達相談(予約制)		6日(個別)午前9時～10時30分、27日(個別)午前9時30分～10時30分、22日(集団)午前9時30分～11時 ☎(3847) 9497	21日(個別)午前9時30分～10時30分
産婦歯科健康診査(予約制)			
歯科衛生相談(区内在住の方(予約制))		6日午後1時30分～2時30分 ☎(3847) 9449	1・22日午後1時30分～2時30分※予約は左記
こころの健康相談(区内在住・在勤の方(予約制・前日までに))		7日午後1時30分～3時、14日午前10時30分～正午、28日午後3時～4時30分 ☎(3847) 9497	5・26日午後1時15分～2時45分、29日午前9時45分～正午
発達障害個別相談(成人向け・予約制)		19日午前9時30分～11時30分 ☎(3847) 9405	26日午前9時30分～11時30分※予約は左記
HIV即日検査(予約制・採血)		14・28日午後1時～2時30分 予約専用電話 ☎(3843) 5751	
栄養相談(予約制)		9・26日午前10時～午後3時30分、22日午前10時～正午 ☎(3847) 9440	
ハローベビー学級(両親学級・予約制)		日程等、詳しくは区ホームページまたは冊子「赤ちゃんを迎える方へ」をご覧ください。台東保健所 ☎(3847) 9447 浅草保健相談センター ☎(3844) 8171	

8月の上野・千束健康増進センターの運動教室参加者募集

場所・申込み・問合せ					
〒110-0015 台東区東上野4-22-8 上野健康増進センター ☎(3847) 9475			〒111-0031 台東区千束3-28-13 千束健康増進センター ☎(5603) 0085		
教室名	日時	定員	教室名	日時	定員
初めてのエアロピクス	毎週水曜日(全4回) 午後11時30分～2時30分	35人	火曜エアロピクス	毎週火曜日(全4回) 午後2時～3時	10人
火曜リズム体操	毎週水曜日(全4回) 午後3時～4時	20人	火曜パワーアップスリム	毎週火曜日(全4回) 午後7時15分～8時15分	10人
シェイプ・THE・ボディ	毎週水曜日(全4回) 午後7時30分～8時30分	15人	ゆったりヨガ	毎週水曜日(全4回) 午後7時15分～8時15分	10人
水曜リズム体操	毎週水曜日(全4回) 午後7時30分～8時30分	20人	さわやかリズム体操	毎週水曜日(全5回) 午後2時～3時	15人
水曜アクアピクス[水中運動]	毎週水曜日(全4回) 午後7時～8時	15人	やさしいエアロピクス	毎週木曜日(全5回) 午後7時15分～8時15分	10人
ベーシックエアロ	毎週水曜日(全4回) 午後7時30分～8時30分	15人	生き生きリフレッシュ体操	毎週水曜日(全5回) 午後2時30分～3時30分	15人
高齢者のための足腰元気体操	毎週水曜日(全5回) 午後1時～2時30分	20人	金曜ポディーバランス	毎週金曜日(全5回) 午後7時15分～8時15分	10人
木曜アクアピクス[水中運動]	毎週水曜日(全5回) 午後2時～3時	15人	土曜パワーアップスリム	毎週土曜日(全5回) 午前10時30分～11時30分	15人
フラダンス	毎週水曜日(全5回) 午後3時～4時	20人	たのしいヨガ	毎週土曜日(全5回) 午後1時～2時	10人
エンジョイエアロ	毎週水曜日(全5回) 午後3時30分～8時30分	20人	熟年体操	毎週土曜日(全5回) 午後2時30分～3時30分	20人
金曜リズム体操	毎週金曜日(全5回) 午後1時30分～2時30分	35人	高齢者のための足腰元気体操	毎週日曜日(全4回) 午前10時30分～正午	20人
リラクソヨガ	毎週金曜日(全5回) 午後7時～8時	20人	日曜エアロピクス	毎週日曜日(全4回) 午後2時～3時	10人
土曜リズム体操	毎週土曜日(全5回) 午前11時30分～12時30分	20人			
ステップアップエアロ	毎週土曜日(全5回) 午後2時～3時	15人			
やさしい太極拳	毎週日曜日(全4回) 午前11時～正午	20人			
日曜アクアピクス[水中運動]	毎週日曜日(全4回) 午後1時30分～2時30分	15人			

【元号の表記について】 本年4月1日から翌年3月31日までの年度は「令和元年度」と表記します。ただし、「平成31年度」と表記されているものについても有効となります。納付書等に「平成31年度」と記載されているものは、「令和元年度」と読み替えてお使いください。